

# 公認心理師資格取得について（臨床心理学専攻）

公認心理師は、公認心理師法に基づく国家資格であり、以下のように定義されます。

「公認心理師」は、登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいうこと。

- 1 心理支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- 2 心理支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- 3 心理支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

公認心理師の資格を取得するには、受験資格を得て、試験を受ける必要があります。

尚、申請手続きを含めた詳細は、「厚生労働省の公認心理師」「日本心理研修センター」のホームページで確認してください。

受験資格を得るには、主に次の2つの方法があります。

大学において、指定された心理学等に関する科目を修めた上で、(注1)(注2)

- 1) 大学院において指定された心理学等の科目を修めてその課程を修了する
- 2) 大学卒業後一定期間の実務経験を積む

臨床心理学専攻では、1)に該当する科目を開講しています。

「公認心理師」の受験資格を希望する者は、別表のとおり、国が指定する科目を履修し、単位を取得した上で、博士前期課程を修了しなければなりません。(注3)

<大学院における必要な科目>

- 1 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- 2 福祉分野に関する理論と支援の展開
- 3 教育分野に関する理論と支援の展開
- 4 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
- 5 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- 6 心理的アセスメントに関する理論と実践の意義
- 7 心理支援に関する理論と実践
- 8 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
- 9 心の健康教育に関する理論と実践
- 10 心理実践実習(450時間以上)

(注1) 大学において指定された科目を修めていない場合には、大学院において、別表の国が指定する科目を履修し、単位を取得した上で、修了しても受験資格は得られません。

(注2) 大学で指定の科目を修めているか否かについては、出身大学でご確認ください。

(注3) 2017年度以前の入学生および実務経験者等、別のルートで受験資格を得ようとする人は「厚生労働省の公認心理師」「日本心理研修センター」のホームページでご確認ください。